

関係先 各位

一般社団法人 日本建材・住宅設備産業協会
(フィジカルインターネット実現会議 建材・住宅設備 WG 商慣習見直し TF 事務局)

建材・設備物流における納品条件適正化に向けたガイドラインの発行について

2024年度から適用されるトラックドライバーの時間外労働の上限規制(年 960 時間)により、輸送能力の不足が起こることが懸念されています(「物流の 2024 年問題」)。建材・設備は、多種多様な商材、変化する建築現場、多段階で複雑なサプライチェーンといった特徴から、物流部門への負荷が大きく、建設業・建材業界においては、2024 年度に約 1 割の輸送能力不足が発生するとの試算があるなど、物流の効率化・適正化が喫緊の課題となっています。

建材・設備の物流が抱える様々な課題に対応し、効率化・適正化を図るためには、発荷主事業者と着荷主事業者が協調して、従来の商慣習や納品条件の適正化を図る必要があります。このため、2024 年 2 月、フィジカルインターネット実現会議 建材・住宅設備 WG(事務局:経済産業省、国土交通省)において、建材・設備のサプライチェーンに関する業界団体の参画のもと、「建材・設備物流における納品条件適正化に向けたガイドライン」がとりまとめられました。

本ガイドラインは、発・着荷主事業者を含む建材・設備のサプライチェーン関係者間の共通認識の醸成を目的として策定されたものであり、その実践に当たっては、サプライチェーン関係業界団体の相互の理解と協力が必要であり、弊協会としても、本ガイドラインの円滑な遂行のために、貴団体のご理解とご協力をお願いする次第であります。本趣旨をご賢察の上、僭越ながら、加盟企業の皆様への本ガイドラインの周知や普及啓発について、ご協力を賜りますようお願い申し上げます。

【納品条件適正化に向けたガイドラインにおける主な取り組み事項】

1. 荷待ち・荷役作業等にかかる時間の短縮・効率化
 - 1-1. 荷渡し条件の適正化・明確化
 - 1-2. 現場との情報連携
2. 運行効率の向上
 - 2-1. 納品時間帯の適正化
 - 2-2. 受注リードタイムの確保
 - 2-3. 納品リードタイムの確保
 - 2-4. 発送量の適正化
 - 2-5. モーダルシフト活用によるトラック輸送距離の短縮
3. 対価の適正化
 - 3-1. 運送契約における配送と荷役の分離

詳細につきましては、別添の“納品条件適正化に向けたガイドライン 本文”をご確認ください。

別添資料)

- ・資料1) 建材・設備物流における納品条件適正化に向けたガイドライン 本文
- ・資料2) 建材・設備物流における納品条件適正化に向けたガイドライン パンフレット

※ 資料 1, 2 は建産協のホームページ(<https://www.kensankyo.org/logisticsdownload/>)及び経済産業省ホームページ(https://www.meti.go.jp/policy/mono_info_service/mono/jyutaku/kjwg.html)にも掲載されています。

以上